

欧州委員会

COMMISSION NOTICE 食品の寄付に関する EU ガイドライン

(2017/C 361/01)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AC%3A2017%3A361%3ATOC>

目次

欧州委員会	1
COMMISSION NOTICE 食品の寄付に関する EU ガイドライン	1
1.はじめに	2
1.1.背景	2
1.2.目的	2
「ドナー」 となる組織	5
「レスーパー」 組織	5
「プライベートドナー」	6
「ファシリテーター」 の組織	6
3.食糧再分配：関係者の役割と義務	7
3.1.再分配および慈善団体の活動	9
3.2. トレーサビリティ	10
4.食品安全問題が発生した際の主な責任と義務の決定	12
主な責任と法的責任	12
5. 衛生面での規制や余剰食品の再分配など	14
5.1.すべての食品提供活動に適用される一般的な衛生要件	14
5.2.動物由来の食品の再配布に適用される特定の衛生要件	15
フードサービス分野	16
5.4. 余剰食料の冷凍保存で再分配を促進	16
6. 消費者への食品情報の提供	17
6.1. 法的背景	17
食品事業者の責任	17
企業対企業、企業対消費者	18
7.縮小版ルール	22
7.1. 付加価値税（VAT） について	22
EU 加盟国における食料再分配に対する VAT 規則の適用について	23
EU 法のさらなる明確化	23
8. EU の他のプログラム	24
8.1. 欧州最貧国支援基金と食料品の寄付	24
8.2. 農産物市場の共通組織化	25
8.3.水産・養殖業製品市場の共通組織化	25
リファレンス	26
食糧提供に関連する法的規定の要約表（ ¹ 英語）	28

1.はじめに

1.1.背景

EUでは、2015年には人口の4分の1近い1億9,110万人が貧困や社会的排除のリスクにさらされており、4,250万人が2日に1度、質の高い食事をとることができなかった⁽¹⁾。同時に、EUでは年間約8,800万トンの食品廃棄物が発生しており、関連コストは1,430億ユーロと推定されている⁽²⁾。

食品廃棄物は、経済的・社会的に重要な影響を与えるだけでなく、限りある天然資源や環境に過度な負担をかけている。国連食糧農業機関（FAO）によると、世界で生産される食料の約3分の1が失われたり無駄になったりしている⁽³⁾。収穫されても最終的に失われたり無駄になったりする食品は、農業で使用される水の年間約4分の1を消費し⁽⁴⁾、中国と同じ広さの農地を必要とする⁽⁵⁾。食品廃棄物は、世界の温室効果ガス排出量の約8%を占めている⁽⁶⁾。

食品廃棄物防止の第一の焦点は、食品サプライチェーンの各段階（生産、加工、流通、消費）で余剰食品の発生を制限することにより、発生源で行動することである。食品の余剰が発生した場合、食用可能な食品資源の最高価値の利用を保証する最良の目的地は、これらを人間の消費のために再分配することである。

食品の寄付は、食料貧困との戦いを支援するだけでなく、余剰食品を工業用途に回したり、廃棄物処理に回したりして、最終的に埋め立ててしまう量を減らすための有効な手段となる。しかし、食品余剰の再分配は増加傾向にあり、食品メーカーや小売業者は余剰分をフードバンクや慈善団体に寄付することを望んでいるが、再分配される食品の量は、EUで利用可能な食用余剰食品全体のごく一部に過ぎない。例えば、2016年、欧州フードバンク連盟（FEBA）のメンバーは、535,000トンの食品を610万人に配布したが⁽⁷⁾、これはEUで年間に発生する食品廃棄物の推定量のほんの一部に過ぎない。

(1) Eurostat、2017年。

(2) ヨーロッパの食品廃棄物レベルの推定」、FUSIONS（2016年3月）。

(3) FAO (Food and Agriculture Organisation of the United Nations).2011.Global Food Losses and Food Waste - Extent, Causes and Prevention」。ローマ:UN FAO。

(4) M.Kummu, H. de Moel, M. Porkka, S. Siebert, O. Varis and P.J. Ward.2012.'Lost Food, Wasted Resources:Global Food Supply Chain Losses and Their Impacts on Freshwater, Cropland and Fertilizer Use'.*Science of the Total Environment* 438: 477-489.

(5) FAO.2013.'Food Wastage Footprint & Climate Change'.ローマ。UN FAO。

(6) FAO.2015.'Food Wastage Footprint & Climate Change」。ローマ。UN FAO（国連食糧農業機関）。

(7) European Federation of Food Banks (FEBA): <http://www.eurofoodbank.eu/> また、ターフェル（FEBAに加盟していないドイツの「フードバンク」）では、年間約22万トンの食料を約150万人に配布している。

加盟国および利害関係者は、EU域内で安全で食べられる食品を再分配する際に、提供者と受領者にとっての法的および運用上の障壁を指摘している⁽¹⁾。そのため、欧州委員会が提案した循環型経済を促進するための行動計画⁽²⁾では、特に、食品提供を促進するために、食品に関するEUの法律を明確にすることが求められている。

1.2.目的

このガイドラインは、EU法の関連規定を明確にし、現行のEU規制の枠組みの中で、食品再分配の障壁を取り除くことを目的としている。より具体的には、このガイドラインは以下を目指す。

- 余剰食品の提供者および受領者が、EU 規制の枠組みに定められた関連要件（食品安全、食品衛生、トレーサビリティ、責任、付加価値税など）を遵守することを促進すること。
- 余剰食料の再分配に適用される EU 規則について、EU 加盟国の規制当局による共通の解釈を促進すること。

食品提供に関する EU ガイドラインは、必然的に EU レベルで取り組むべき問題に焦点を当てているため、加盟国で策定されたガイドラインを重複させることなく補完することを目的としている。国やセクターレベルで作成されたガイドラインは、再分配パートナーと管轄当局（国や地域レベル）が共同で作成することが多く、食品の安全性、トレーサビリティを確保し、余剰食品の回収と再分配に関わる様々な関係者の役割と責任を明確にする上で重要な役割を果たしている⁽³⁾。また、EU 全体のセクター別ガイドライン⁽⁴⁾は、食品再流通の取り組みを支援し、ベストプラクティスの共有を促進することができる。

したがって、欧州委員会は、コンプライアンスを促進し、ベスト・プラクティスを推進するために、食品寄付に関する関連規則やガイドラインを国レベルで策定し、主要な関係者のそれぞれの責任を含め、国レベルで存在する規則や業務手順をすべての関係者に明確に示すことを強く推奨する。この点、欧州委員会が「食品ロスと食品廃棄に関する EU プラットフォーム」と協議して採択した食品寄付に関する EU ガイドライン⁽⁵⁾は、加盟国の関係者が国の指針や規則を策定する際に考慮すべき参考資料となる。加盟国のガイダンスはまた、例えば責任に関連して国内規則が適用される分野において、食品事業者の役割と責任をさらに明確にすることができる（セクション 4 も参照）。国家主管庁はさらに、欧州議会及び理事会の規則（EC）No 852/2004 の第 8 条（3）に従って、余剰食品の回収及び再分配のためのグッドプラクティスマニュアルの作成及び普及を奨励することができる⁽⁶⁾。食品の寄付を促進するために、国の管轄当局は、食品事業者に対する財政的なインセンティブ（セクション 7.2 参照）や、現場での安全な食品再分配の実践をさらに支援するための情報、コミュニケーション、トレーニング活動の関係者による実施を検討するとよいだろう。

-
- (1) 例えば、「食品寄付に関する EU 加盟国の法律と慣行の比較研究」（EESC, 2014）、「Counting the Cost of Food Waste:EU の食品廃棄物防止」（英国貴族院、2013-14 年）、「食品廃棄物に影響を与える EU の法律と政策の見直し」（FUSIONS、2015 年）、「北欧地域における食品再分配」（北欧閣僚会議、TemaNord、2014-2016 年）、また、循環経済行動計画の一環として 2016 年に設立された「食品ロスと食品廃棄物に関する EU プラットフォーム」のメンバーを含む、各国の所轄官庁や利害関係者との欧州委員会の会合、およびそれらの関係者から受けた個別の貢献（http://ec.europa.eu/food/safety/food_waste/eu_actions/index_en.htm 参照）などがある。
 - (2) 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会へのコミュニケーション「Closing the loop - An EU action plan for the Circular Economy」（COM(2015) 614 final）。
 - (3) 北欧地域における食料再分配、フェーズ II：強化された食料再分配のためのベストプラクティスマodel の特定」（北欧閣僚会議、TemaNord、2016 年）。
 - (4) 例えば、FoodDrinkEurope/EuroCommerce/European Federation of Food Banks による「Every Meal Matters - Food donation guidelines」は、欧州委員会の植物・動物・食品・飼料に関する常設委員会によって承認されている。
 - (5) https://ec.europa.eu/food/safety/food_waste/eu_actions/eu-platform_en
 - (6) 食品の衛生に関する 2004 年 4 月 29 日付欧州議会及び理事会規則（EC）No 852/2004（OJ L 139, 30.4.2004, p.1）による。

欧州委員会は、各国の食品提供の慣行に関する情報の共有を促進するために、EU 加盟国に存在するガイドラインを食品廃棄物防止専用のウェブサイトで公開している⁽¹⁾。また、食品衛生に関する EU

規則 (2) に基づいて、食品提供に関連する国や EU 全体の分野別グッドプラクティスガイドが作成され、欧州委員会に通知された場合には、オンライン登録 (3) で公開される。

2.SCOPE

食品の寄付に関する EU ガイドラインの範囲は、食品事業者が食品を無料で提供し、その食品を回収・再配布することを含む。

2.1. 食料再分配とは？

食料再分配とは、本来ならば無駄になってしまう余剰食料を回収し、集めて人々、特に必要としている人々に提供するプロセスである。

食料の損失や廃棄を防ぎ、食料安全保障を促進するための活動の一環として、食料農業機関 (FAO) の学際的なチームは、「人間が消費する安全で栄養価の高い食料のための回収と再分配」の定義を以下のように提案している (4)。

- 「人間の消費のための安全で栄養価の高い食品の回収」とは、フードシステムの農畜産物や水産物のサプライチェーンから、本来であれば廃棄されたり浪費されたりする食品 (加工済み、半加工済み、生) を、支払いの有無にかかわらず受け取ることである。人間の消費のための安全で栄養価の高い食品の再分配」とは、受け取った食品を保管または加工した後、適切な安全性、品質、規制の枠組みに従って、直接または仲介者を通じて、支払いの有無にかかわらず、食料摂取のためにアクセスできる人々に分配することである。

すべての欧州市民、特に子どもたちの健康的でバランスのとれた食生活を促進するための欧州連合および各国レベルでの継続的な取り組みを支援するため、食品の再分配は、可能な限り、バランスのとれた食生活への貢献を考慮に入れるべきである。この点において、各国の栄養ガイドラインはガイダンス文書として使用されなければならない。

食品寄付に関する EU ガイドラインは、FAO が提案した食品再分配の定義と一致しており、食品保有者が食品を無償で提供する場合に適用される EU 法の関連条項を明確にすることを目的としている。食糧再分配は、多様な関係者、ネットワーク、活動を包含しており、急速に進化している。食品再流通の分野ではフードバンクが最も一般的で主要なパートナーであるが、今後提供されるガイダンスは、関連する EU 規則 (食品安全、食品衛生、消費者情報、責任など) の適用に関連しており、他の食品再流通モデルおよび/またはアクターにも適用することができる。後者には、社会的スーパーマーケットやレストランなど、非営利の食品再配布活動を行う事業者が含まれる場合があり、最終的な受益者は、食品や食事を受け取る代わりに、場合によってはわずかな支払いを行うことができる。

2.2. 余剰食品とは？

余剰食品は、完成した食品 (生肉、果物、野菜を含む)、一部調合された製品、または食品成分から構成され、様々な理由により、食品の生産・流通チェーンのどの段階でも発生する可能性がある。製造者及び/又は顧客の仕様に適合しない食品 (製品の色、サイズ、形状などのばらつき) や製造・表示上のミスは、例えば農業や製造業の分野で余剰を生む可能性がある。需給管理の難しさは、過剰注文や注文のキャンセルにつながる可能性がある。納品時に製品寿命が十分に残っていない場合や、賞味期限を過ぎた食品の再流通を禁止する国の規則など、日付表示に関する問題も、通常の小売チャネルでの食品の販売・流通を妨げる可能性がある。

(1) http://ec.europa.eu/food/safety/food_waste/library/index_en.htm

(2) Regulation (EC) No 852/2004 を参照のこと。

(3) <https://webgate.ec.europa.eu/dyna/hygienelegislation/>

(4) Food and Agriculture Organisation (May 2015).「人間の消費のための安全で栄養のある食品の回収と再分配」の包括的定義 (<http://www.fao.org/save-food/news-and-multimedia/news/news-details/en/c/288692/>)。

余剰食品は、人間の消費に適しており、食品安全および消費者への食品情報に関する EU 規則および関連する国内規則で規定されている食品安全要件⁽¹⁾をすべて満たしていることを条件に、再配布することができる。食品の寄付に適した食品には、例えば、製造者や顧客の仕様に適合していないもの、包装や表示が変更されているが、食品の安全性や消費者への情報提供を損なうものではないもの、期限付きのもの（特定のホリデーシーズンや販促活動向けの製品など）、生産者の同意を得て畑で収穫されたもの、「賞味期限」を過ぎているがまだ安全に消費できるもの、食品の安全性以外の理由で規制当局に回収・没収されたものなどがある。

したがって、余剰食品の再分配と食品寄付活動は、食品事業者がフードサプライチェーンの各段階で実施することができる。食品事業者（農家、食品製造業者、小売業者など）は、余剰食品を、再流通組織（フードバンクなど）、グリーンングネットワーク、その他の慈善団体を通じて、または消費者自身（従業員など）に直接寄付することができる。

2.3.アクターは誰であるか？

食品提供に関する EU ガイドラインは、提供者、受領者を問わず、食品サプライチェーンの各段階に関わる関係者を対象としている。このガイドラインは、EU の食品法、特に欧州議会と理事会の規則 (EC) No178/2002⁽²⁾（いわゆる一般食品法）に定められている余剰食品の再分配における食品事業者の具体的な責任と義務を取り上げ、明確にすることを目的としている。

EU における余剰食品の再分配ネットワークは、さまざまなタイプのアクターや運営プロセスが絡み合った複雑なものである。

「ドナー」となる組織

食品事業者とは、一次生産、食品加工・製造、小売などの流通、ケータリングやホスピタリティ部門など、食品サプライチェーンの各段階で余剰食品を提供する事業者を指す。

「レシーバー」組織

これらの組織は余剰食料の再分配に関与しており、「フロントライン」と「バックライン」のいずれかに分類され、中には両方の機能を果たしている組織もある⁽³⁾。

- 「バックライン」組織は、フードサプライチェーンの関係者から寄付された食品を回収し、輸送、保管して、慈善団体、ソーシャルレストラン、社会的企業など、提携している適格な慈善団体のネットワークに再分配する。

- 「フロントライン」の組織は、「バックライン」の組織から、あるいはフードサプライチェーンの関係者から直接、寄付された食品を受け取ります。そして、この食料を様々な形で受益者に提供する（例：食料小包、炊き出し、ソーシャル・レストラン/カフェでの食事など）。

多くの加盟国では、「バックライン」の組織は「フードバンク」と呼ばれているが、一部の加盟国（エストニア、ドイツ、オランダなど）では、「フードバンク」は他の組織に食料を再分配するだけでなく、最終的な受益者に直接食料を提供している。さらに、「フロントライン」と「バックライン」の

両方の組織の活動内容は、加盟国によって異なる。食品の保管、輸送、配布に限定している組織もあれば、最終的な受益者に提供される食品や食事を加工、調理する組織もある。

本書では、「バックライン」の組織を「再分配組織」(RO)、「フロントライン」を「チャリティ組織」(CO)としている。

- (1) UK WRAP は、英国で余剰食品・飲料の再流通を業界が増やすためのツールの一部として、再流通に適した食品余剰の構成要素に関するガイダンスを提供している。Framework for Effective Redistribution Partnerships」(WRAP, 2016) を発表した。
- (2) 2002 年 1 月 28 日の欧州議会と理事会の規則 (EC) No178/2002 は、食品法の一般原則と要件を定め、欧州食品安全機関を設立し、食品安全に関する手続きを規定している (OJ L 31, 1.2.2002, p.1)。
- (3) FoodDrinkEurope、EuroCommerce、European Federation of Food Banks が作成した食品寄付ガイドラインで提案された分類、「Every Meal Matters」、2016 年 6 月、16 ページ。

プライベートドナー

EU の食品法を支える法的枠組みを定めた一般食品法は、私的な家庭用の一次生産や、私的な家庭用の食品の家庭内での調理、取り扱い、保管には適用されない。したがって、地域社会やその他のチャリティイベント（ゴミ拾い活動を含む）で臨時に食品を提供する私人は、私人から食品を受け取ることがあるチャリティ組織と同様に、一般食品法に関する義務から除外される。ただし、加盟国は、民間の寄付者から寄付を受ける慈善団体やコミュニティの食品提供者が安全な食品を提供するという要件を遵守するために、国内規則や助言で追加的に明確化することができる。

さらに、食品衛生と食品情報に関する EU の規則は、事業にのみ適用される。事業という概念は、一定の活動の継続性と一定の組織を意味する。したがって、食品提供に関する EU ガイドラインの適用範囲には、教会、学校、村のフェアなどのイベントで個人が時折行う食品の取り扱い、準備、保管、提供などの業務は含まれていない。この分野の追加ガイダンスは、「食品の衛生に関する規則 (EC) No 852/2004 の特定の条項の実施に関するガイダンス文書」⁽¹⁾ の 3.8 項に記載されている。各国の所轄官庁は、コミュニティやチャリティの食品供給が食品衛生規則に基づく登録を必要とするかどうかを明確にするために、さらなるガイダンスを提供することができる⁽²⁾。

ファシリテーター」の組織

食品の再分配を促進するために、仲介組織は、食品の提供者と受領者の間の連絡を可能にし、余剰食品の供給と潜在的な需要のマッチングを行うサービスを提供することもできる。情報通信技術 (ICT) ネットワークが利用される場合、プラットフォームまたはその他のデジタルツールの所有者は、食品提供者および受取人（そのような行為者が食品事業者である場合（下記第 3 項参照））に、EU 食品法の下でのそれぞれの義務について注意を喚起することが推奨される。ICT ネットワークを担当する組織は、欧州議会および理事会の指令 2000/31/EC ⁽³⁾ で定義された「情報社会サービス」プロバイダーとみなされる。

ファシリテーター」組織の活動に食品の準備、取り扱い、保管、および／または配布が含まれる場合（例えば、余剰食品が寄付者によって提供され、さらに再配布される公共の冷蔵庫の管理など）、所有者は食品事業者とみなされる可能性が高いと考えられる。このような場合には、食品提供に関する EU ガイドラインがその活動に関連することになる。

3.食糧再分配：関係者の役割と義務

余剰食品の再分配は、一般食糧法の対象となる。営利目的か否かに関わらず、食品の供給に関連する業務は、食品の「市場への投入」と明確に見なされる。

- 市場に置く」とは、販売を目的として食品や飼料を保有することであり、無償か否かを問わず、販売の

ための申し出やその他の形態の譲渡自体を含む⁽⁴⁾。

食品の余剰分を受け取る組織は、再流通（RO）であれ慈善団体（CO）であれ、一般食品法の下では食品事業者と見なされる。

- 食品事業」とは、営利目的か否か、公的か私的かを問わず、食品の生産、加工、流通のいずれかの段階

に関連する活動を行う事業を意味する⁽⁵⁾。

(1) https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/biosafety_fh_legis_guidance_reg-2004-852_en.pdf

(2) 例えば、以下を参照。Community and charity food provision への EU 食品衛生法の適用に関するガイダンス、UK Food Standards Agency、2016 年 3 月。

(3) 域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日の欧州議会及び欧州理事会の指令 2000/31/EC（電子商取引に関する指令）（OJ L 178, 17.7.2000, p.1）。

(4) 一般食品法第 3 条第 8 項に規定されている。

(5) 一般食品法第 3 条第 2 項に規定されている。

- 食品事業者」とは、自らの管理下にある食品事業において、食品法の要件を確実に満たすことに責任を負う自然人または法人を意味する⁽¹⁾。

一般食品法第 17 条では、フードチェーン全体におけるすべての食品事業者（農家、食品・飼料メーカー、輸入業者、仲介業者、流通業者、公共・民間のケータリング事業者、再流通・慈善団体など）の役割と、EU 加盟国の主務官庁の役割を以下のように定義している。

1. その管理下にある事業内の生産、加工、流通のすべての段階における食品・飼料事業者は、食品または飼料がその活動に関連する食品法の要件を満たすことを保証し、その要件が満たされていることを検証しなければならない。

2. 加盟国は、食品法を施行し、食品・飼料事業者が生産・加工・流通のすべての段階で食品法の関連要件を満たしていることを監視・検証しなければならない。[...]」⁽²⁾。

第 17 条(1)は、食品事業者に、食品法の要求事項の実施に積極的に参加し、その要求事項が満たされていることを検証しなければならないという義務を課している。この一般的な要件は、特定の食品法で定められた他の必須要件（例えば、食品衛生の分野における危害分析重要管理点原則（HACCP）の実施）と密接に関連している。したがって、食品事業者は、その管理下にある事業（またはフードサプライチェーン内の活動）における生産、加工、流通のすべての段階において、（EU および国内の）食品法のすべての要件を遵守するための第一の責任⁽³⁾を負うことになる。

食品事業者は、食品を供給するための安全なシステムを考案し、供給する食品が安全であることを確実にするために最も適した立場にあることから、食品法、特に食品安全の遵守を確実にするための第一の責任を負う。（主たる責任と法的責任の相互関係については、第 4 章を参照のこと）。

食品の生産と流通に関連するすべての活動と同様に、余剰食品の再流通に従事する食品事業者は、ケースバイケースで適切な要件を評価し、特に食品の安全性と消費者情報が損なわれないようにする必要

がある。食品の余剰を扱い、再配布する組織（ROとCO）に一義的な責任を求める一般的な要件から生じる義務の例としては、例えば、食品衛生に関するEU規則で定められているコールドチェーンを維持するための冷蔵食品の適切な保管の必要性や、一般食品法⁽⁴⁾で定められた安全要件に関連して消費者への食品情報の提供に関するEU規則で規定されている「消費期限」を過ぎた食品の再配布の禁止などが挙げられる。

食品再流通に携わる食品事業者は、適正な衛生管理を行い、自動管理システム（HACCP）⁽⁵⁾を導入すべきである。再流通活動に適合したこのような自動管理システムを定義することは、ROとCOが業務上のリスクを管理することを支援するとともに、要件が満たされているかどうかを検証することができる（例えば、冷蔵保存温度の記録と検証など）。このような計画を立てる際には、関連する欧州委員会の通知⁽⁶⁾で説明されているように、比例的で柔軟なアプローチを想定することができる。

ROとCOは、食品事業者として、その管理下にある活動が食品法の要求事項を満たしているかどうかも確認しなければならず、この観点から、最終消費者にリスクをもたらす可能性のある寄付提案された製品を拒否することができる（例：包装が破損している製品、食品の異常な側面、「消費期限」に近すぎて消費者による安全な再配布や使用ができない製品など）。

(1) 一般食品法第3条第3項に規定されている。

(2) 一般食品法第17条第1項および第2項。

(3) General Food LawのRecital 30である。

(4) 消費者への食品情報の提供に関する規則(EU) No 1169/2011の第24条では、「規則(EC) No 178/2002の第14条(2)~(5)に基づき、「消費期限を過ぎた食品は安全でない」とみなされる」(OJ L 304, 22.11.2011, p.18)と規定されている。

(5) HACCPに基づく手順または「HACCP」：ハザード分析と重要管理点（HACCP）の原則に基づく手順。すなわち、HACCPの原則に沿って、食品安全にとって重要なハザードを特定し、評価し、管理する自動管理システム。

(6) HACCPの原則に基づく前提条件プログラム（PRP）と手順をカバーする食品安全管理システムの実施について、特定の食品事業における実施の円滑化／柔軟化を含む欧州委員会通知（2016/C 278/01）(OJ C 278, 30.7.2016, p. 1)。

食品流通チェーンのすべての関係者と同様に、ROとCOは特に、市場に出された食品が一般食品法第14条に規定された食品安全要件に従って安全であることを保証しなければならない。

1.食品は、安全でない場合は市場に出してはならない。

2.食品は、以下のように考えられる場合、安全でない」とみなされる。(a) 健康を害するもの (b) 人間の消費に適さないもの。⁽¹⁾

「健康に害を及ぼす」および「人間の消費に適さない」という概念は、一般食品法の第14条3項から5項でさらに説明されており、また、一般食品法に関する義務をすべての関係者が果たすことを支援するために、欧州委員会と加盟国が作成したガイダンス⁽²⁾でも説明されている。

また、一般食品法では、EU市場に出回るすべての食品に一般的なトレーサビリティの要件を課している（この要件については、3.2節でさらに詳しく説明している）。

-食品、飼料、食品を生産する動物、および食品や飼料に組み込まれることを意図した、または組み込まれることが予想されるその他の物質のトレーサビリティは、生産、加工、流通のすべての段階で確立されなければならない⁽³⁾。

一般的なトレーサビリティの要件を満たすために、余剰食品の再分配に参加する組織は、どこから食品を調達したかを記録する必要がある、他の企業に食品を提供する場合には、その食品が誰に分配されたかも記録しなければならない（3.2項参照）。

また、すべての食品事業者は、一般食品法第 19 条に基づき、安全でない食品の撤回、回収または通知を行うことが義務付けられている。

1. 食品事業者は、自らが輸入、製造、加工、製造又は販売した食品が食品安全要求事項に適合していないと考え、又はそう信じる理由がある場合には、当該食品が最初の食品事業者の直接的な管理を離れた市場から問題の食品を引き上げる手続きを直ちに開始し、その旨を所轄官庁に通知しなければならない。当該製品が消費者に到達している可能性がある場合、事業者は、その撤回の理由を消費者に効果的かつ正確に通知し、必要に応じて、他の手段では高水準の健康保護を達成するのに十分でない場合には、既に消費者に供給された製品を消費者から回収しなければならない。
2. 食品の包装、表示、安全性又は完全性に影響を与えない小売又は流通活動に責任を有する食品事業者は、それぞれの活動の範囲内で、食品安全性の要求事項に適合していない製品を市場から撤退させるための手続きを開始し、食品の追跡に必要な関連情報を伝え、生産者、加工業者、製造業者及び／又は所轄官庁が行う措置に協力することにより、食品の安全性に貢献することに参加しなければならない。
3. 食品事業者は、自らが市場に出した食品が人の健康を害する可能性があると考えた場合、またはそう信じる理由がある場合には、直ちに主務官庁に報告しなければならない。事業者は、最終消費者に対するリスクを防止するために講じた措置を所轄官庁に報告しなければならない。また、食品から生じるリスクを防止、低減または排除することができる場合には、国内法および法律上の慣行に従い、所轄官庁に協力することを何人も妨げたり、阻止したりしてはならない。 [...]

3.1.再分配および慈善団体の活動

組織の活動の性質とその運営モデルによって、食品安全と消費者への食品情報に関する EU の規制の枠組みの下で適用される特定の規則が決まる。特に、組織が食品を他の組織に再分配するのか（「企業間取引」）、それとも最終受益者に直接分配するのか（「企業から消費者へ」）、また、組織が行う活動の種類（動物由来の食品の寄付、食事の準備など）によって、トレーサビリティ、食品衛生、食品情報の面で異なる要件が生じる可能性がある。

(1) 一般食品法第 14 条第 1 項および第 2 項。

(2) 一般食品法に関する規則 (EC) No 178/2002 の第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条の実施に関するガイダンス。フードチェーンと動物の健康に関する常設委員会の結論。
https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/gfl_req_guidance_rev_8_ja.pdf

(3) 一般的な食品法の第 18 条。

したがって、適用される規則や関連する義務が異なる可能性があるため、食料再分配に従事する組織が行う活動の種類をケースバイケースで検討することが重要である。

再流通組織や慈善団体の活動は基本的に食品流通に関連しているため、一般食品法の下では「小売」活動に従事する食品事業者と見なされる可能性がある。

- 小売⁽¹⁾ とは、最終消費者への販売または配送時点での食品の取り扱いおよび/または加工とその保管を意味し、流通ターミナル、ケータリング業務、工場の食堂、施設のケータリング、レストラン、その他同様のフードサービス業務、店舗、スーパーマーケットの配送センター、卸売店などが含まれる。

EU の食品衛生規則では、RO と CO は基本的に「小売」または流通センターと見なされ、活動は保管と輸送に限定されている。動物由来の食品に関する特別な措置を含む EU の食品衛生規則の適用については、第 5 章でさらに説明する。

EU の食品表示規則では、最終消費者がすぐに食べられる食品を調理する RO と CO は「大量給食者」とみなされる可能性がある。このステータスが消費者への食品情報に関する義務に与える影響については、第 6 章で詳述する。

- 大量調理業者⁽²⁾とは、レストラン、食堂、学校、病院、ケータリング企業など、事業の過程で、最終消費者が消費できるように食品を調理する施設（車両、固定または移動式の屋台を含む）を意味する。

3.1.1. 余剰食品の再分配のための仕分け

安全でない食品は市場に出してはならない。一部の加盟国や利害関係者は、複数のユニットで構成され、そのうちのいくつかが人間の消費に適していない可能性がある製品の再流通について明確にすることを求めている。例えば、オレンジ 1 個がカビているオレンジの袋、1 個のシールが破れているマルチパックのヨーグルト、1 個が破れている卵の箱などが挙げられる。EU の食品安全規則は、食品事業者が再配布を視野に入れてそのような食品を選別することを禁止していない。特に、一般食品法の第 14 条 6 項は以下のように規定している。

「安全でない食品が、同じクラスまたは記述の食品のバッチ、ロットまたは委託の一部である場合、詳細な評価の後、バッチ、ロットまたは委託の残りの部分が安全でないという証拠がない限り、そのバッチ、ロットまたは委託のすべての食品も安全でないと推定される」。

したがって、オレンジのネットを開けて腐敗した果物と食用に適した果物を分けるような作業は、提供者（小売店など）であれ、受取人（RO/CO など）であれ、詳細な評価を経て、再配布される食品が食用に適した安全なものであることが保証されている限り、可能である。

このような詳細な評価を行う際、食品事業者は、一般食品法の実施に関する欧州委員会のガイダンス⁽³⁾に概説されている、食品が人間の消費に適さないかどうかを判断する際の考慮事項を参考にすることができる。このような評価では、製品の種類（生鮮食品／非生鮮食品など）、製品の組成（高水分／低水分など）、加工の種類／レベル、視覚的・有機的な検討事項、包装および個々のユニットの完全性、製品の保存期間、取り扱い・保管・輸送の条件、使用上の指示（該当する場合）など、さまざまな要因を考慮することができる。

3.2. トレーサビリティ

生産、加工、流通のすべての段階で食品のトレーサビリティを確保することは、食品サプライチェーンに関連するあらゆるリスクから消費者を保護し、食品の安全性を確保するために、食品総合法に基づいて食品事業者に課せられた重要な義務の一つである。食品を市場から排除しなければならないようなリスクが特定された場合、トレーサビリティシステムにより、このプロセスをタイムリーかつ効果的に管理することができる。

(1) 一般食品法第 3 条第 7 項に規定されている。

(2) Regulation (EU) No 1169/2011 の Article 2.2(d)。

(3) 一般食品法に関する規則 (EC) No178/2002 の第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条の実施に関するガイダンス。

食品事業者である食品提供者は、これらの食品が販売目的で市場に出回っているか、再配布や慈善団体に無料で提供されているかに関わらず、トレーサビリティシステムを構築することが求められる。2.2節で説明したように、地域社会やその他のチャリティイベントで臨時に食品を提供する民間人や、民間人ドナーから食品を受け取ることがあるチャリティ団体は、トレーサビリティに関する義務から除外される。

余剰食品の受け入れ先である再分配機関や慈善団体は、すべての食品事業者と同様に、食品のサプライチェーンの安全性を確保するために必要なトレーサビリティ対策を実施しなければならない。また、過去の食品安全危機への対応の経験を踏まえて、これらの食品にトレーサビリティ要件を正しく適用するために、動物由来の食品⁽¹⁾、スプラウトおよびスプラウトの製造を目的とした種子⁽²⁾についても、EU レベルで特定の規則が定められている。トレーサビリティ要件を実際にどのように実施するかについての追加情報は、一般食品法に関連する義務を果たす上であるすべての関係者を支援するためのガイダンス文書でも提供されている⁽³⁾。

例えば、本ガイダンスでは、第18条の要件を満たすために、少なくとも以下の情報を保持すべきであるとされている。

- サプライヤーの名前、住所、および供給された製品の識別情報。
- お客様のお名前、ご住所、お届けした商品の識別情報など。
- 日付および必要に応じて取引/配送の時刻 - 量（必要に応じて）または数量

記録を残すための最小期間については、製造日または納品日から5年間とすることが、本規則の目的を満たす可能性が高いとガイダンスは述べている。

食品の再流通は食品のバリューチェーンの末端で行われ、RO や CO では通常、食品はそれほど長期間保存されないことから、欧州委員会は、記録保持の目安となる期間を2~5年とすることが適切であると考えている。加盟国は、このような期間を国内規則やガイダンスでさらに規定することができる。例えば、関係する活動の性質に応じて、記録保持に必要な期間を調整することも可能である（例えば、社会的なレストランではより短い期間が必要となる）。

欧州委員会は2004年に、食品の再流通に伴うトレーサビリティの義務を明確にした⁽⁴⁾。一般的に、フードチェーンを構成するすべての事業者は、受け取った製品の供給者（1段階後ろ）と製品の受取人（1段階前）を記録することが求められている。ただし、最終消費者への食品流通の場合は、受取人を記録する必要はない。

したがって、再流通活動において「一歩先」のトレーサビリティを確保することは、例えば小売業や飲食業など、通常は最終消費者にのみ食品を供給している一部の食品事業者にとって、新たな義務となる可能性がある。このような食品事業者は、RO や CO に食品を再配送する際に、受け取った製品だけでなく、配送した製品のトレーサビリティも確保する必要がある（すなわち、「一歩前」に）。

再流通組織と慈善団体の義務は、トレーサビリティに関して異なる。再流通組織は、製品の供給者（受け取った製品の供給者）と食品を再流通させる組織の両方の記録を保持しなければならないのに対し、最終消費者に食品を届ける慈善団体は、受け取った食品の供給者の記録を保持するだけでよい。

(1) 動物由来の食品に関する欧州議会および理事会規則(EC) No 178/2002 が定めるトレーサビリティ要件に関する2011年9月19日付欧州委員会実施規則(EU) No 931/2011 (OJ L 242, 20.9.2011, p.2)を参照。

- (2) スプラウトおよびスプラウトの生産を目的とした種子のトレーサビリティ要件に関する 2013 年 3 月 11 日付欧州委員会実施規則 (EU) No208/2013 (OJ L 68, 12.3.2013, p.16)。
- (3) 一般食品法に関する規則 (EC) No178/2002 の第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条の実施に関するガイダンス。
- (4) E-2704/04.

水産品および養殖品の場合、一般的なトレーサビリティ規則は、共通漁業政策の規則の遵守を確保するための組合管理システムを確立する理事会規則 (EC) No1224/2009 (1) の第 58 条に定められた特定のトレーサビリティ規則によって補完されなければならない。これは、一般食品法のトレーサビリティ要件で定められた義務に加えて、生産、加工、流通のすべての段階の事業者（再流通組織や慈善団体を含む）が、漁業・養殖業製品のトレースに必要な特定の情報を保有し、それらの製品を漁獲または収穫の段階まで遡ってトレースすることが可能でなければならないことを意味する。

また、一部の加盟国では、食品の再流通に関連して、行為者がトレーサビリティの義務を果たすための追加ガイダンスを提供している。

4. 食品安全問題が発生した際の主な責任と義務の決定

4.1. 法的背景

主な責任と法的責任

一般食品法第 17 条に規定されている、食品事業者の（EU および国内の）食品法（食品安全法だけでなく、他の食品法も含む）への準拠を確保するという第一の責任は、その管理下にある活動に関するものであり、フードサプライチェーン全体に適用される。したがって、加盟国は、食品事業者がこの義務を免れるような法的規定を国内レベルで維持または採用することを禁じられている。

第一次責任要件は、フードサプライチェーンにおける様々な関係者間の責任分担を規制する連邦制度を導入する効果はない。事業者が刑事罰や民事責任を負う可能性のある事実や状況を決定することは、異なる法制度の構造に大きく依存する複雑な問題であり、原則として各国の権限に属する。

第 17 条(1)に定められた要件は直接適用されるが、実際には、食品事業者の責任は、特定の食品法の要件の違反と、各加盟国の国内法秩序に見られる民事責任又は刑事責任の規則に起因するはずである。責任追及は、第 17 条に基づくものではなく、国レベルで侵害された特定の法律に見出される法的根拠に基づくものである。しかしながら、製品が法的要件を満たしていないことが判明した場合、食品サプライチェーンの各関係者の責任は、一般食品法に基づく自らの責任を果たしているかどうかに基づいて評価されるべきである。

欠陥のある食品に対する生産者の責任 (Council Directive 85/374/EEC

(1) 一般食品法の第 21 条では、その規定を定めている。

'...欠陥製品の責任に関する加盟国の法律、規制および行政規定の近似化に関する 1985 年 7 月 25 日の理事会指令 85/374/EEC を害しないものとする'。

この指令は、製品（一次農産品を除く）の欠陥に起因する損害の場合、生産者が責任を負うという原則を EU レベルで確立した。生産者とは、製造者だけでなく、「製品に自分の名前、商標、その他の識別機能を付けることにより、自らをその生産者として提示する者」と定義されている。

欠陥のある食品に関しては、指令 85/374/EEC は、その規定が一般食品法と矛盾しない範囲で適用される。特に、食品事業者が自らの管理下にある事業について、EU および国家レベルの両方で制定された食品法のすべての要件を確実に遵守するという第一の責任に関しては、そのようになっている。上述の通り、製品に欠陥があることが判明した場合、責任の評価においては、生産者が一般食品法の下で自らの特定の責任を適切に果たしたかどうかを考慮する必要がある。

-
- (1) 2009年11月20日付の理事会規則 (EC) No.1224/2009 は、共通漁業政策の規則の遵守を確保するための共同体管理システムを確立し、規則 (EC) No.847/96、(EC) No.2371/2002、(EC) No.811/2004、(EC) No.768/2005 を改正した。(EC) No 2115/2005, (EC) No 2166/2005, (EC) No 388/2006, (EC) No 509/2007, (EC) No 676/2007, (EC) No 1098/2007, (EC) No 1300/2008, (EC) No 1342/2008 を改正し、規則 (EEC) No 2847/93, (EC) No 1627/94 および (EC) No 1966/2006 を廃止する (OJ L 343, 22.12.2009, p. 1).
- (2) 欠陥製品に対する責任に関する加盟国の法律、規制及び行政規定の近似化に関する 1985年7月25日の理事会指令 85/374/EEC (OJ L 210, 7.8.1985, p.29)。

食品の安全性に関わる問題が発生した場合、責任と義務はどのように決定されるのか？

食品安全上の問題（例えば食中毒）が発生した場合、公衆衛生当局は問題の発生源と原因を特定するために、食品のサプライチェーン全体を調査する。また、食品事業者が食品安全上の問題を発見した場合もあり、その場合は安全でない食品を回収、リコール、または通知する措置をとる（セクション 3 も参照）。

特定の食品事業者の責任を決定するには、問題の原因と、ケースバイケースで事故が発生した操作/活動を特定する必要がある。

- 食中毒の原因は低温殺菌が不十分であったか（食品メーカーの役割）。
- は、供給者から小売店への食品の輸送中にコールドチェーンが切断されたこと（物流業者の役割）を意味する。
- 寄贈前に小売店で食品が適切に保管されていなかったか（小売店の役割）。
- は、「消費期限」を過ぎた食品を慈善団体が配布したものであるか（慈善団体の役割）、など。

繰り返しになるが、事業者が刑事罰や民事責任を問われる可能性のある事実や状況を決定することは、各国の法制度の構造に大きく依存する問題であることに留意する必要がある。アグロフードチェーンにおける責任の分担に関連する一般食品法第 17 条第 1 項の意味と影響に関する詳細な情報は、一般食品法の実施に関するガイダンス ⁽¹⁾ に記載されている。

4.2. 余剰食料の再分配への影響

潜在的な法的責任への懸念が、食品メーカーや小売業者が食品再流通活動に従事することを制限する障壁となっている可能性がある。法的懸念に加えて、食品事業者は、食品再流通に関連した食品安全事故が発生した場合に、企業・ブランドのレピュテーションが損なわれる可能性についても懸念しているかもしれない。

第一次責任要件は、食品の販売や寄付の有無にかかわらず、すべての食品事業者に適用されることを強調しておく。Regulation (EC) No 178/2002 の第 17 条は、引き続き同じように適用される。唯一の違

いは、流通チェーンの中にもう一つのステップが追加されていることである（つまり、再流通組織及び／又は慈善団体）。他の食品事業者と同様に、再流通組織及び／又は慈善団体は、それぞれの管理区域内のオペレーションに責任を負うことになる。

一般食品法に定められている「第一次責任」の概念は、食品再流通に関わる各関係者の管理下にある活動に常に適用されるが、例えば食品安全事故が発生した場合に「誰が何に対して責任を負うべきか」を決定することは、国の権限の問題である。一部の加盟国⁽²⁾では、正式なパートナーシップ契約が結ばれており、提供者と受領者の間での当該商品の所有権の移転や、食品再流通チェーン全体の安全性、トレーサビリティ、消費者情報の確保におけるこれらの関係者のそれぞれの役割と責任を文書化している。

5. 衛生面での規制や余剰食品の再分配など

食品が消費者に直接販売される場合も、再分配機関やその他の慈善団体によって必要としている人々に再分配される場合も、すべての消費者は同じ食品安全基準によって等しく保護されなければならない。この原則を確保するために、食品の配送や取り扱いを含む余剰食品の再分配、および食品のさらなる加工や調理の可能性（ソーシャルレストランなど）は、すべての食品事業者に適用される食品衛生に関する EU 規則に準拠しなければならない。商業活動で遵守しなければならない食品衛生基準は、再分配や慈善団体の活動にも適用される。

(1) 一般食品法に関する規則 (EC) No 178/2002 の第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条の実施に関するガイダンス。

(2) e.g. フランス - 農村・海洋漁業法 L.230-6 条を適用して認可された小売企業と食品援助協会との間の食品寄付に関する相互協定モデル (Convention de dons de denrées alimentaires entre un commerce de détail alimentaire et une association d'aid alimentaire habilitée en application of l'article L.230-6 du rural et de la pêche maritime) (参照: <http://agriculture.gouv.fr/don-alimentaire-un-modele-de-convention-entre-distributeurs-et-associations>)。

消費者を保護し、食品の安全性を確保するために、EU の食品衛生規則に定められた要件を満たし、人間の消費に適した食品のみを市場に出すことができる。これには、困っている人に配布するために非営利団体に寄付されるものも含まれる。食品事業者である再流通組織および慈善団体は、一般食品法および食品衛生に関する EU 規則（一般的な衛生要件を含む規則 (EC) No 852/2004 as rectified (OJ L 226, 25.6.2004, p. 3) と、該当する場合には、動物由来の食品に対する追加的な特定衛生要件を含む欧州議会および理事会の規則² (EC) No 853/2004 からなる、いわゆる「衛生パッケージ」⁽¹⁾) を遵守しなければならない。

5.1. すべての食品提供活動に適用される一般的な衛生要件

食品衛生規則の目的である、人の健康を守るために食品の汚染を防ぐ（したがって、細菌の繁殖による腐敗を防ぐ）ことは、食品廃棄物の削減にも貢献している。EU の食品衛生規則は非常に一般的であり、さまざまなタイプの施設（レストランなど）の特定のニーズを満たすために、大きな柔軟性を提供している。この柔軟性については、HACCP の原則に基づく前提条件プログラム (PRP) と手順を対象とした 食品安全管理システムの実施に関する欧州委員会通知（特定の食品事業における実施の促進／柔軟性を含む）で説明されている⁽³⁾。

食品の衛生に関する Regulation (EC) No 852/2004 は、すべての食品事業所に適用される。

食料再分配に関連する最も関連性の高い要求事項は以下の通りである。

- 所轄官庁への事業所の登録（事業所の活動または活動の大幅な変更に関する国の所轄官庁への簡単な届出手続きとすることができる） - 同規則の附属書 II に記載されている適正衛生規範の適用 - HACCP の原則に基づく手順の実施 Regulation (EC) No 852/2004 は、非常に詳細な規則ではなく、すべての関係者が尊重しなければならない一般的な要件（例えば、食品の汚染を避けるため）を定めている。

この食品衛生規則は、実施方法に大きな柔軟性があるが、適用されるのはこの規則だけである。

- 冷蔵・冷凍などの温度条件に左右されない食品（例：パスタ、缶詰、砂糖、小麦粉など）のみを保管・輸送する小売店。
- 最終消費者に直接食品を供給する小売業者（一般食品法第 3 条第 7 項の定義に基づくケータリング業者を含む）
- 動物由来でない食品（果物、野菜、ナッツなど）を加工して、さらに再流通させることに携わる関係者。

5.2.動物由来の食品の再配布に適用される特定の衛生要件

Regulation (EC) No 853/2004 に規定されている追加の特定食品衛生規則は、小売業者および再配送組織が動物由来の食品を他の施設に配送する際に適用されるものである。動物由来の食品とは、肉、魚介類および水産養殖製品、乳製品（チーズなど）、卵および卵製品などを指す。原則として、動物由来の食品を再流通組織または慈善団体に配送することを希望する小売業者は、活動開始前に各国当局による承認を含め、規則(EC) No 853/2004 のすべての規定と関連する追加の行政要件および負担を遵守する必要がある。

(1) http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/hygienelegislation/com_rules_en.htm

(2) 2004 年 4 月 29 日の欧州議会および理事会の Regulation (EC) No 853/2004 は、動物由来の食品のための特定の衛生規則を定めている（OJ L 139, 30.4.2004, p.55）。

(3) OJ C 278, 30.7.2016, p. 1.

小売レベルで、動物由来の食品を供給する場合、Regulation (EC) No 853/2004 の適用除外が適用される。

- が限界で、制限されていて、ローカルなものであるか
- は、輸送と保管に限定される（ただし、この場合は Regulation (EC) No 853/2004 に規定された温度条件が適用される）。

また、動物由来の加工品と非動物由来の加工品の両方を含む食品である、いわゆる複合製品⁽¹⁾にも適用除外が適用される。複合製品には、多種多様な異なる製品が含まれる（例：ハム入りピザ、チーズ入りオリーブ、バター入りパン・ケーキ、卵製品入りパスタなど）。これらの製品は、動物由来の食品の再流通に適用される追加の食品衛生規則の適用から除外される。ただし、そのような食品を調理するための材料として使用される動物由来の加工製品は、規則(EC) No 853/2004 の要件に従って入手し、取り扱わなければならない。

このような減免措置を受けた動物由来の食品の小売業者による供給については、国内の追加規則が適用される場合がある。

肉屋やスーパーマーケットなど、通常は最終消費者にしか食品を供給しない事業者（Regulation (EC) No 853/2004 は適用されない）が、再流通組織やソーシャルレストランなどの他の施設に特定の食品（動物由来）を寄付する際に、同規則のすべての条項を遵守しなければならない場合がある。小売業者が規則(EC) No 853/2004 のすべての条項を遵守する必要があるのは、事業者間取引の性質によるものである。

この問題に対処するために、加盟国は、これらの寄付が「限界的、局所的、限定的」な活動である場合には、規則(EC) No 853/2004 の規則から逸脱することが認められている。これらの概念は、「動物由来の食品の衛生に関する Regulation (EC) No 853/2004 の特定の条項の実施に関するガイダンス文書」の 3.6 項で詳しく説明されている。簡潔に言えば、「限界」とは活動のごく一部であること、「制限」とは活動が特定の製品に限定されていること、「地域化」とは供給者の直近に限定されていることを理解しなければならない。加盟国は、欧州委員会および他の加盟国への通知⁽²⁾を条件とする国内措置において、これらの概念をさらに定義すべきである。

食品の提供者と受領者が Regulation (EC) No 853/2004 の遵守の必要性を評価することを容易にするために、付属書 2 にデシジョンツリーが記載されている。

5.3.ホスピタリティ、ケータリング、その他の事業からの余剰食品の再分配に適用される衛生要件 フードサービス分野

ホスピタリティやケータリング分野での余剰食品の再分配は、衛生上の理由からより制限されているが、食品事業者がケースバイケースで再分配の機会を特定し評価することは可能である。余剰食品の安全な再分配を確保する能力は、生産される食品・食事の種類、施設の性質、受け皿となる組織の利用可能性、入手可能な余剰食品の安全な輸送を確保できる物流業者へのアクセスなどの要因によって異なる。食品廃棄物を防止するためには、ケータリング事業者が過剰な食品の生産を可能な限り防止し、ビュッフェなどで利用可能な食品の量を常に注意深く監視することが重要である。加盟国によってルールは異なるが、一部の国家機関は、製品が開封されておらず、包装が破損していないことを条件に、顧客に提供された特定の食品、例えば、保存可能な包装済み食品（調味料、クラッカー、ビスケットなど）の再配布を許可する。

食品の衛生に関する Regulation (EC) No 852/2004 は、外食／ホスピタリティ部門からの食品提供を促進するために、サービス終了時に食事を冷却することを禁止していない。

(1) 理事会指令 91/496/EEC および 97/78/EC に基づく国境検査場での管理対象となる動物および製品のリストに関する 2007 年 4 月 17 日の委員会決定 2007/275/EC の第 2 条(a) (OJ L 116, 4.5.2007, p.9)を参照のこと。

(2) 2015 年 9 月 9 日の欧州議会と欧州理事会の指令 (EU) 2015/1535 は、情報社会サービスに関する技術的規制と規則の分野での情報提供のための手順を定めている (OJ L 241, 17.9.2015, p.1) に基づく通知手続き。

余剰食品の安全な再分配を促進するために、一部の加盟国や分野別組織は、ケータリング・ホスピタリティ分野からの食品提供に関連する具体的なガイドラインを策定しているか、現在策定中である⁽¹⁾。

5.4. 余剰食料の冷凍保存で再分配を促進

食品の寄付を促進するために EU レベルで必要なガイダンスについて加盟国と最近議論した際に、専門家は、再配布組織や慈善団体が受け取った食品は必ずしも「消費期限」までに顧客に寄付することができないため、保存期間を延長して安全な再配布を促進するために、食品を消費期限前に冷凍する慣行

は、EU レベルでさらに検討する価値があると指摘した。しかし、衛生上の理由から、規則 (EC) No 853/2004 では、冷凍保存を目的とした動物由来の食品は、製造後に過度の遅延なく冷凍保存しなければならないと規定している⁽²⁾。この要件は、フードバンクのような他の食品事業者に供給する小売業者には適用されないが、そのような小売業者の活動が第 1 条(5)(b)(ii)に従って限界的、局所的、かつ制限されたものであることが条件となる。動物由来の食品を再分配目的で冷凍する可能性を認めている加盟国は、それに応じた国内措置を採用し、欧州委員会および他の加盟国に通知しなければならない。

6. 消費者への食品情報の提供

6.1. 法的背景

消費者への食品情報の提供に関する欧州議会および理事会⁽³⁾の規則 (EU) No 1169/2011 は、食品情報、特に食品表示に関する一般原則、要件、責任を定めている。これは、消費者が十分な情報を得た上で選択し、食品を安全に利用するための基盤を提供することで、消費者の健康と利益を高いレベルで保護することを目的としている。余剰食品の再分配においては、最終的な受益者が、店頭で食品を購入する際に必要とされる情報と同じ情報を入手できるようにすることが重要である。

食品表示に記載しなければならない必須事項のリストは、同規則の第 9 条 1 項に規定されており、特に、食品の名称、原材料のリスト、最低耐久期限（すなわち「賞味期限」）または必要に応じて「消費期限」、特別な保存条件および／または使用条件、ならびに栄養に関する宣言を含む。その他の必須情報は、分野別法令（動物由来の食品に関する特定の衛生規則を定めた規則 (EC) No 853/2004、水産および農業製品の市場の共通組織化に関する欧州議会および理事会⁽⁴⁾の規則 (EU) No 1379/2013 などの共通市場組織規則、販売基準など）を含む他の EU 法令の表示規定、または国内法令でも要求される場合がある。

食品事業者の責任

Regulation (EU) No 1169/2011 の第 8 条では、消費者に食品情報を提供する際の食品事業者の責任を規定している。特に以下のように記載されている。

- 食品情報に責任を持つ食品事業者とは、食品が販売されている名前または事業名を持つ事業者、または輸入者を指す。
- 食品事業者は、EU 規則および国内法に定められた関連措置に従い、食品情報の存在と正確さを確保しなければならない。
- 食品情報に影響を与えない食品事業者は、専門家として保有する情報に基づいて、適用される食品情報規則に準拠していないことを知っている、または推定している食品を供給してはならない。

(1) 食品の寄付に関するガイドライン」を参照してください： http://ec.europa.eu/food/safety/food_waste/library_en

(2) 冷凍を目的とした食肉は、製造後に過度の遅延なく冷凍されなければならない (Regulation (EC) No 853/2004)。このため、衛生上および品質上の理由から、賞味期限切れの製品を冷凍することはできない。

(3) 消費者への食品情報の提供に関する 2011 年 10 月 25 日付欧州議会および理事会規則 (EU) No 1169/2011 は、欧州議会および理事会の規則 (EC) No 1924/2006 および (EC) No 1925/2006 を改正し、欧州委員会指令 87/250/EEC、欧州委員会指令 90/496/EEC、欧州議会および理事会の欧州委員会指令 1999/10/EC、欧州委員会指令 2000/13/EC、欧州委員会指令 2002/67/EC および 2008/5/EC、欧州委員会規則 (EC) No 608/2004 を廃止する (OJ L 304, 22.11.2011, p. 18)。

(4) 水産・養殖製品市場の共通組織化に関する 2013 年 12 月 11 日付欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1379/2013、理事会規則 (EC) No 1184/2006 及び (EC) No 1224/2009 の改正、並びに理事会規則 (EC) No 104/2000 の廃止 (OJ L 354, 28.12.2013, p.1)。

- 食品事業者は、その管理下にある事業において、食品に添付されている情報を変更することが、消費者を誤解させたり、消費者保護のレベルを低下させたり、最終消費者が十分な情報を得た上で選択する可能性を低下させたりする場合には、変更してはならない。食品事業者は、食品に付随する情報に加えたいかなる変更にも責任を負う。
- 食品事業者は、その管理下にある事業において、その活動に関連する食品情報法および関連する国内規定の要件を確実に遵守し、当該要件が満たされていることを検証しなければならない。

必須の情報はどのように提供されるのか？

包装された食品の場合、第 12 条(2)は、必須の食品情報は包装に直接記載されるか、またはそこに添付されるラベルに記載されなければならないと規定している。特定のケースでは、そのような情報は、食品に関連する商業文書の中に提示することもできるが、それらの文書は、参照する食品に添付されているか、配送前または配送と同時に送付されていることが保証されている。第 8 条(7)では、以下のような場合には、商業文書による情報提供が可能であると規定している：包装済み食品は最終消費者向けであるが、最終消費者への販売前の段階で販売される場合、または大量調理者への供給を目的としている場合（さらなる準備、加工、分割または切り分けのため）。

商用文書で伝えられる食品情報に加えて、包装済み食品が販売のために提示される外部包装には、以下の特定事項の表示が含まれなければならない。すなわち、食品の名称、「消費期限」の最低耐久日、特別な保存条件および／または使用条件、食品情報の提供に責任を負う食品事業者の名称または事業者名および住所（第 8 条(1)で規定されている）である。

非包装食品の場合、第 44 条は、どのような情報を提供しなければならないか、またどのような手段で提供すべきかをさらに明確にしている。第 44 条では、食品が最終消費者又は大量調理者に包装せずに販売される場合、又は食品が消費者の要請により販売施設で包装される場合、又は直接販売のために包装される場合には、第 9 条 1 項(c)に規定されている特定事項の提供が義務づけられている。つまり、規則の附属書 II に記載されている成分や加工助剤、または食品の製造や調理に使用されるアレルギーや不耐性の原因となる附属書 II に記載されている物質や製品に由来するものが、たとえ変化した形であっても、最終製品にまだ存在していることを消費者に知らせなければならないということである。

また、第 44 条では、加盟国は、アレルギーに関する情報（及び EU 規則に定められた、包装されていない食品に関する国内法で要求されるその他の必須事項）を入手できるようにする手段、及び必要に応じてその表現方法や表示方法に関する国内措置を採用することができるとしている。例えば、いくつかの加盟国は、アレルギーに関する詳細な情報を得るためにスタッフに連絡を取ることができることを説明する店の看板を掛けることを可能にする特定の法律を採用している。

水産・養殖製品の具体的なケースでは、非包装食品に関する義務的な情報は、看板やポスターなどの商業的な情報によって小売販売のために提供されることがある。

企業対企業、企業対消費者

最終消費者向けではない他の食品事業者から食品を供給する食品事業者、または大量調理業者に食品を供給する食品事業者は、これらの他の食品事業者が（第 8.2 条で規定された）食品情報の存在と正確性に関する義務を果たすために十分な情報を提供することを保証しなければならない。例えば、食品自体にそのような情報がない場合には、商業文書にそのような情報を含めることである。

水産・養殖製品に関して提供されるべき特定の消費者情報の場合、その伝達は、該当する場合には、セクター特有のトレーサビリティ規則を通じて確保される。加工・調理された水産・養殖製品（Combined Nomenclature ()¹ のコード 1604 および 1605 に該当する）については、Regulation (EU) No 1169/2011 の Article 8.2 に基づく一般的なルールが適用される。

(1) The Combined Nomenclature (https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customstariff/combined-nomenclature_en)である。

6.2. 余剰食料の再分配への影響

6.2.1. 包装済み食品の情報要件

消費者が食品を購入する場合も、食糧援助やその他の食品再分配の仕組みによって最終受益者に無料で提供される場合も、消費者への食品情報の提供に関する EU および関連する国の規則に従って、食品情報を提示し、最終受益者に提供しなければならない。寄贈された食品にすべての法的要件に沿ったラベリングが施されていれば、食品情報の提供に関する義務は容易に果たすことができる。しかし、例えば製造レベルで、製品の誤表示や表示ミスにより食品の余剰が発生し、その食品が通常の小売チャネルに入ることができない場合、最終受益者が必要な必須情報をすべて受け取ることを保証するために、追加の説明や措置を講じる必要がある。

最終消費者に提供される包装済みの食品については、EU の規則により、すべての必須事項を包装またはそれに添付されたラベルに記載することが求められている。表示に不備のある食品が再流通前に再表示できない場合、食品情報に責任を持つ食品事業者（第 8 条(1)参照）は、再流通組織および／または慈善団体が最終受益者への食品情報提供に関する義務を確実に果たすことができるよう、必要な情報をすべて提供しなければならない。一部の加盟国では、たとえラベルに直接情報が記載されていなくても、最終受益者が必要なすべての情報（第 9 条第 1 項参照）にアクセスできるようにしながら、本来ならば廃棄されてしまう安全で食用可能な食品を確実に再分配できるようにするためのガイダンスを提供している。しかし、ラベルの誤りが公衆衛生に影響を与える可能性がある場合（例えば、アレルゲンの存在に関する情報に関連する）、加盟国は、寄付を行う前に当該製品のラベルに誤りを修正することを要求することができる。

6.2.2. 言語要件

Regulation (EU) No 1169/2011 では、必須の食品情報は、食品が販売される加盟国の消費者が容易に理解できる言語で表示されなければならないとしている⁽¹⁾。さらに、製品が販売される加盟国は、特定の言語の使用を要求することができる⁽²⁾。

実際には、その食品が市場に出回る国の公用語となるだろう。しかし、消費者が容易に理解できる外国語で必須情報を提供することも可能である。消費者の言語ではなくても、消費者が容易に理解できる用語や表現がある場合が多くある。このような場合、表示の変更を要求することは不釣り合いと思われる。

外国語で食品を表示することは、食品のさらなる再流通に障害をもたらす可能性があるため、一部の加盟国はこの点に関するガイダンスを作成した。

6.2.3.非包装食品に対する情報要件

消費者は、消費する食品が包装されていない場合や、ケータリングサービスや（社交）レストランで消費するために加工、準備、調理される場合にも、必要な情報を受け取ることが重要である。6.1 節で説明したように、このような場合に必要な食品情報は、アレルゲンの存在に関するものと、国内規則で要求されるその他の追加情報に限られる。

Regulation (EU) No 1169/2011 の第 44 条では、加盟国はアレルゲンに関する情報（およびその他の必須情報の可能性）を提供する手段、および必要に応じてその表現方法や提示方法に関する国内措置を採用することができるとしている。

その結果、加盟国は、食品中のアレルゲンに関する情報が便利で効率的な方法で再流通や慈善団体、そして最終的には消費者に提供されることを確実にするために、必要なすべての規則を提供する十分な能力を有している。ほとんどの加盟国はすでにそのような措置を採用している。

(1) その第 15 条。この要件は新しいものではなく、最終消費者に販売される食品の表示、提示及び広告に関する加盟国の法律の近似化に関する 1978 年 12 月 18 日の理事会指令 79/112/EEC の第 14 条で初めて規定された (OJ L 33, 8.2.1979, p. 1)。

(2) Regulation (EU) No 1169/2011 の Article 15(2)。

6.3.日付表示

6.3.1.法的背景

食品表示における日付表示の目的は、消費者が食品を安全かつ最適に利用できるようにすることである。日付表示は、食品が特定の保存条件で保存できる期間を示す表示である。日付表示に関する EU の主要な法律は、消費者への食品情報の提供に関する規則(EU) No 1169/2011 である。

日付表示には 2 種類ある。

- 賞味期限は、ほとんどの食品に適しており、適切に保存した場合に食品が最適な状態を維持することが合理的に期待できる期限を示す。これは食品の品質に関わるものである。新鮮な果物、野菜、ワイン、塩、砂糖、酢、チューインガムなど、賞味期限の設定が免除される食品もある。
- 消費期限：微生物学的に見て非常に腐りやすく、短期間で人の健康に危険を及ぼす可能性のある食品に要求される期限である。消費期限は安全性に関わるもので、消費期限が過ぎると安全性に問題があると判断されるため、食品を市場に出すことはできない。

上記の日付マークを表現する際に使用するフォーマットは、Regulation (EU) No 1169/2011 の Annex X に規定されている。

欧州委員会は、EU 加盟国の協力を得て、これらの 2 つの日付の意味についての詳細な情報と、各国語での用語の翻訳を掲載したリーフレット⁽¹⁾を作成した。また、欧州委員会は、これらの概念の意味を明確にするためのインフォグラフィックや、これらの用語に対する消費者の理解に関する最近の調査結果も発表している⁽²⁾。また、加盟国や利害関係者の組織は、食品事業者にガイダンスを提供し、消費者が食品を取り扱う際にアドバイスを行うために、日付表示に関連する情報キャンペーンやツールの開発を行っている⁽³⁾。

6.3.2.余剰食料の再分配への影響

「消費期限」と「賞味期限」を設定することは、食品製造業者の責任である。食卓用の卵を除いて、EU の法律では日付表示の方法（「消費期限」または「賞味期限」の選択、または保存期間の長さ）は規

定されていない。消費期限を過ぎた食品を食べると安全性に問題が生じる可能性があるが、賞味期限を過ぎた食品は、保存条件が守られ、包装が破損していなければ、安全に食べることができる。賞味期限に関しては、製造者は賞味期限が切れるまでの間、食品の品質（パリパリ感、色、味など）と、ラベルに記載されている表示（食品中のビタミン C の含有量に関する栄養表示など）の遵守を保証する。

消費期限が表示されている食品の寄付に関して、食品提供者は、フードバンクやその他の慈善団体への当該製品の提供時に、表示されている「消費期限」以前に最終消費者が安全に流通・使用できるよう、十分な保存期間を確保する必要がある。加盟国の中には、食品を寄付する際に利用可能であるべき最低限の賞味期限について、具体的なルールを定めている国もある⁽⁴⁾。

EU のルールでは、食品が安全であり、誤解を招くような表示をしなければ、最低耐久期限（賞味期限）を超えて食品を販売することが認められている。食品のサプライチェーンの各段階で、最低耐久期限を過ぎた食品を市場に出すことが認められている。食品事業者（例：小売業者）は、当該食品が人間の消費にとって依然として安全であること、および当該製品が賞味期限を過ぎていることを消費者に適切に知らせることを保証する責任がある（例えば、そのような製品は、最低耐久期限を超えていることを示す標識を付けて個別に販売することができる）。

(1) https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/fw_lib_best_before_en.pdf

(2)

http://ec.europa.eu/food/safety/docs/fw_eu_actions_date_marking_infographic_en.pdf

f (3)デンマーク 日付表示に関する「ディシジョン・ツリー」

http://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/fw_lib_da_mind-the-date_decision-tree.pdf

(4)例えば、フランスでは、産業界と慈善団体の間の食品寄付に関する取り決めを定めたモデル協定（2016年2月11日の法律 No.2016-138 で定義されている）では、食品製造業者と小売業者は、フードバンクやその他の慈善団体に納品する際に、少なくとも 48 時間の賞味期限がある「消費期限」のラベルが付いた食品を提供することが求められている。

一部の加盟国では、賞味期限を過ぎた食品の販売を制限、あるいは禁止しており、回避可能な食品廃棄につながっている⁽¹⁾。食品の回収・再流通を制限するこのような慣行は、ある食品が賞味期限後どのくらいの期間で消費者に提供されるのかが明確でないことや、日付表示の設定に責任を持つ食品事業者の役割を尊重する必要があることが原因と考えられる。また、食品事業者の中には、製品の品質仕様などを考慮して、賞味期限を過ぎた製品をどのくらいの期間、人間の消費のために再流通させることができるかについて、独自の内部基準を持っている場合もある。

賞味期限を過ぎた食品の再流通を促進するために、加盟国の一部の公的機関は、フードバンクやその他のチャリティ団体が賞味期限を過ぎても利用・流通できる食品について、関係者に追加のガイダンスを提供している。また、当該食品カテゴリーごとに指標となる期間を示している⁽²⁾。しかし、公的機関は、このようなガイドラインはあくまでも目安であり、賞味期限を過ぎた食品の流通が可能かどうかは、ケースバイケースで評価しなければならないことを強調している。食品がもはや消費に適さないと考えられる理由がある場合は、それ以上流通させてはならない。適切な保管条件と包装の完全性は常に保証されなければならない。

6.3.3. Eggs : 日付表示のルールと再配布の方法

EU の販売規則によると、クラス「A」（すなわち食用卵）として販売される卵には、産卵後 28 日と定められた「賞味期限」を表示しなければならない⁽³⁾。さらに、EU の食品衛生規則⁽⁴⁾では、卵は産

卵後 21 日以内に消費者に届けられなければならないと定められている。つまり、21 日を過ぎた卵は小売店で販売できなくなるが、この日までに卵を購入した消費者は、購入した卵の品質と鮮度を確認できる期間が 1 週間増えることになる。

食品廃棄物を防ぐために、小売業者は 21 日間の制限を超えた卵を卵製品の生産のために卵加工産業⁽⁵⁾に販売したり、さらなる利用を可能にするために（十分な熱処理を行った上で）卵を加工することができる。同様の理由で、21 日間の制限を超えて卵を食品の再分配に利用することもできる。ただし、受け入れ先の食品事業者（慈善団体など）が、消費者に提供する前に卵を（安全性を確保するために十分な熱処理をして）処理することが条件となる。

7. 縮小版ルール

付加価値税は、寄付者からフードバンクやその他の慈善団体への余剰食品の移転に影響を与える可能性がある。

その他の財政手段（税控除や法人税減税など）は、食品の寄付に経済的なインセンティブを与えることで、余剰の食用食品の再分配と食品廃棄物の防止を支援することができる。

7.1. 付加価値税 (VAT) について

付加価値税 (VAT) は、EU レベルでは VAT 指令⁽⁶⁾によって規定されており、国内法に導入されなければなりません。EU 加盟国で適用されている VAT 法は、寄付者とフードバンクやその他の慈善団体との間で余剰食品をやり取りする際の障害になると考えられているため、食品の寄付に影響を与えることがある⁽⁷⁾。1 無料で配布される商品に適用される規則 (VAT 指令の第 16 条および第 74 条に基づく) を適応することで、加盟国は慈善目的のために余剰食品の寄付を促進することができる。

(1) 食品の寄付に関する EU 加盟国の法律と慣行の比較研究、欧州・経済社会委員会、2014 年。

(2) 例えば、以下を参照。ベルギーの食品安全機関 *Circulaire relative aux dispositions applicables aux banques alimentaires et associations caritatives*、2017 年 2 月 8 日；イタリア-慈善団体のための優良事例マニュアル、Caritas Italiana, Fondazione Banco Alimentare Onlus、2016 年 3 月。

(3) 卵の販売基準に関する理事会規則 (EC) No 1234/2007 を実施するための詳細な規則を定めた 2008 年 6 月 23 日の委員会規則 (EC) No 589/2008 の第 2 条 (OJ L 163, 24.6.2008, p.6)。

(4) Regulation (EC) No 853/2004 (Annex III, Section X, Chapter I.3) を参照のこと。

(5) 動物由来の食品に関する EU の食品衛生規則に従い、小売業者は、規則 (EC) No 853/2004 のすべての規定（国家当局による承認を含む）を遵守するか、または供給が「限界的、制限的、局所的」とみなされ、欧州委員会に通知された国家措置によって規制されている場合には、別の施設に卵を供給することができる。詳細については、5.2 項をご参照ください。

(6) 付加価値税の共通システムに関する 2006 年 11 月 28 日の理事会指令 2006/112/EC (OJ L 347, 11.12.2006, p.1)。

EU の VAT 委員会は、2012 年 12 月 7 日、VAT 指令を EU 加盟国で統一的に適用するためのガイドライン⁽¹⁾に合意した。このガイドラインでは、特に食品の寄付に関連する第 16 条と第 74 条の適用に関する指針が示されている。

「VAT 委員会は、課税対象者が無償で行う貧困者への食料品の寄付は、この寄付が VAT 指令第 16 条第 2 項の意味における少額の価値のある贈与とみなされるために加盟国が定めた条件を満たしている場合を除き、VAT 指令第 16 条第 1 項に従い、対価を得た物品の供給として扱われることに全会一致で同意する。

また、VAT 委員会は、このような寄付を対価のある物品の供給として扱わなければならない場合には、VAT 指令第 74 条に規定されているように、寄付が行われた時点での当該物品の状態に合わせて調整された、寄付された物品（または類似の物品、もしくは購入価格がない場合には物品の原価）の購入価格を課税額とすることに全会一致で同意している」。

EU加盟国における食料再分配に対する VAT 規則の適用について

一部の加盟国では、国内法に導入されている VAT 指令の第 74 条に基づき、国の当局が「賞味期限・消費期限」に近い寄付された食品の価値は小さいかゼロであると考えているため、食品がフードバンクに寄付されても VAT はほとんど、あるいは全く支払われません。逆に、他の EU 加盟国では、寄付される準備の整った製品の価格は、通常の商取引による購入価格と同程度であると考えられている。そのため、VAT も商業価格に基づいて計算され、食品の寄付にマイナスの影響を与えている⁽²⁾。

欧州経済社会委員会 (EESC) が行った食品寄付に関する法律と実務の比較研究によると、検討対象となった加盟国⁽³⁾ のほとんどが、一定の条件を満たすことを条件に、フードバンクに食品を寄付する際に付加価値税を課さないことが分かった。EESC の調査および加盟国の専門家が欧州委員会に提供した追加情報によると、ベルギー、クロアチア、デンマーク、イタリア、ドイツ、ギリシャ、オランダ、ポーランド、ポルトガルは、食品寄付に関連する VAT の問題に対処するため、自国の税法に特定の規定を導入している。英国では、ほとんどの食品はゼロ税率であるが、菓子類、チョコレートビスケット、クリスピーなど、標準税率 (すなわち、VAT20%) となる例外もある。実際には、英国で慈善団体に寄付される食品のほとんどはゼロ税率であり、企業は税金を計上することなく寄付することができる。スペインとスウェーデンでは、食品の寄付に関する VAT の規定は特にない。

EU 法のさらなる明確化

欧州議会⁽⁴⁾ からの質問に答える形で、欧州委員会は、フードバンクやその他の慈善団体への食品の寄付を税制面で妨げるべきではないという見解を示した。欧州委員会は、EU の VAT 委員会で合意されたガイドラインに沿って、食品の寄付に対する VAT を決定する際には、寄付時の状況や商品の状態に応じて、それらの商品の価値を調整することを推奨している。食品の寄付が「賞味期限」または「消費期限」に近い場合、または商品が販売に適していないが安全に消費できる場合、加盟国はこれらの状況を考慮して VAT を決定すべきであり、食品に本当に価値がない場合にはゼロになることもある。

7.2. 財政的インセンティブ

一部の加盟国は、税控除を提供することで食品の寄付を促進しようとしている。また、他の加盟国では、再分配計画を支援するために税額控除を行っている。

(1) 同意された VAT 委員会のガイドラインは、以下で公開されている。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/taxation/vat/key_documents/vat_committee_guidelinesvat-committee-meetings_en.pdf

(2) Review of EU legislation and policies with implications on food waste」、EU FUSIONS、2015 年 6 月 15 日 <https://www.eu-fusions.org/index.php/about-food-waste/283-food-waste-policy-framework>

(3) ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス。食品の寄付に関する EU 加盟国の法律と慣行に関する比較研究」、欧州・経済社会委員会、2014 年。

(4) E-009571/2014 (<http://www.europarl.europa.eu/sides/getAllAnswers.do?reference=E-2014-009571&language=EN>)。

(5) この勧告は、必要としている人々に寄付された食品に対する VAT の決定に関する欧州委員会と加盟国との議論を受けたものである。

いくつかの加盟国（フランス、スペイン、ポルトガルなど）で実施されている法人税の優遇措置は、産業界の余剰食品の寄付を促すのに有効であることが実証されている。フランスでは寄付された食品の帳簿価格の 60% (1)、スペインでは 35%を法人税控除として申請することができ、食品提供者は寄付された食品の価値の一定割合を収益にかかる法人税から控除することができるのである。EESC が行った比較研究でも、調査対象となった他のほとんどの加盟国では、食品寄付は損金算入可能な税金費用として扱われ、課税所得を減らすことができる（加盟国によって一定の制限やしきい値の範囲内）。EESC によると、ポルトガルでは強化された税額控除が導入されており、食品が社会的な目的（フードバンクへの供給など）に使用されることを条件に、寄付者は寄付時の食品の価値の 140%までを控除することができ、寄付者の売上高の 8/1,000 に制限されている。

8. EU の他のプログラム

8.1. 欧州最貧国支援基金と食料品の寄付

欧州最貧層支援基金（FEAD）は、EU 内の最も恵まれない人々に非資金的な支援を行うことで、EU 内の最悪の形態の貧困を緩和することに貢献することを目的としている。FEAD からの支援は、食料支援、基本的な物質的支援（衣類、履物、衛生用品など）、あるいは最も恵まれない人々の社会的包摂を促進するための行動という形をとることができる。

すべての加盟国において、FEAD は、援助の提供や社会的包摂活動を担当する公的機関や非営利団体などのパートナー組織の協力を得て実施されている。

パートナー団体が配布する食料は、FEAD の資源で購入することもできるが、寄付することもできる。FEAD の運営プログラムでは、食品の寄付に資金を提供することができる。これにより、食品はパートナー組織に寄付され、最も恵まれない人々に無料で配布される。パートナー組織が寄付者から寄付された食品を回収し、その輸送、保管、最も恵まれない人々への配布を行うための費用は、FEAD の資金で賄うことができる。このようにして、FEAD は食品廃棄物の削減に貢献することができる。潜在的な寄付者に対するパートナー組織の啓発活動も、FEAD によって支援されることがある。

食品寄付の資金調達の可能性は、対応する FEAD 運営プログラムで規定されなければならない。欧州議会と欧州理事会の規則（EU）No223/2014 (2) では、パートナー組織が実際に発生した費用と支払った費用に基づいて払い戻しを受けることが定められている (3)。しかし、欧州委員会は、2016 年 9 月 14 日に採択された金融規則の改正案（COM(2016) 605 final）の一部として、規則(EU) No 223/2014 のいくつかの修正を提案している。これらの改正の 1 つが採用されれば、加盟国が食品の寄付金を融資する際に、簡略化されたコストオプションも使用する可能性を提供することになる。その結果、加盟国はフラットレート、一括払い、またはユニットコストを定義し、寄付された食品を収集・配布するパートナー組織への支払いの基礎として使用することができるようになる。

欧州委員会は、FEAD の関係者間で経験と優れた実践を交換するために、FEAD ネットワークを設立した。これは、パートナー組織が寄付された食品に関する経験を共有するためのフォーラムである。

<http://ec.europa.eu/feadnetwork>

8.2. 農産物市場の共通組織化

EU の市場管理スキーム（「農産物市場の共通組織」の要素）は、青果物部門を積極的に支援している。その目的は、より競争力のある市場志向の部門、危機に伴う生産者の収入変動の減少、EU 内での青果物の消費拡大、環境に優しい栽培・生産技術の使用拡大という 4 つの大きな目標を掲げている。青果物制度の恩恵を受けるために、生産者は生産者組織（PO）への参加を奨励され、PO は国家戦略に基づいた運営プログラムの実施支援を受けます。

(1) 会社の売上高の 0.5% を限度とする。

(2) 最も恵まれない人々への欧州援助のための基金に関する 2014 年 3 月 11 日の欧州議会および理事会の規則（EU）No223/2014（OJ L 72, 12.3.2014, p. 1）。

(3) Regulation (EU) No 223/2014 の Article 26(2)(d) を参照。

農産物市場共同機構（CMO）の危機予防・管理措置では、海外の青果物を市場から引き上げることができる。青果物の生産量は大きく変動し、製品は季節的で生鮮度が高いため、引き取り制度は、発生しうる市場の余剰を管理するのに役立ちます。市場から撤収された青果物の行き先が、慈善団体を通じた製品の無料配布（各 PO の市場生産量の 5% を限度とする）である場合、財政支援は連邦予算から全額提供される。ただし、要請があれば、加盟国は、そのような製品を受け取る慈善団体や機関に対して、最終的な受取人からの寄付を求めることを許可することができる。

EU の法律では、より高いレベルの財政支援を行うことで、他の目的地よりも自由な流通（慈善団体による引き取り）を優先している。青果物が他の目的（堆肥化、肥料、エネルギー変換などの非食用）のために引き出された場合、EU の財政支援は実際に発生した支出の 50%（条件によっては 60%）に制限されている。したがって、青果物の引き取りは、最終的な受領者に対する組織的な寄付の一形態となる。

市場から引き抜かれた果物や野菜の無料配布の対象となるのは、加盟国が承認した慈善団体や財団、刑事施設、学校、子供のホリデーキャンプ、加盟国が指定した病院や老人ホームなどである。

これらの受益者は、このようにして分配された量が、そのような施設が通常購入する量に加えて、受け取った製品を保管するのに十分な容量を持っていることを保証するために、必要なすべての手順を踏みます。

CMO 規則では、無料配布のために市場から引き抜かれた青果物の加工も認められている。このような場合、加工製品が最終的な受取人に向けられていることを保証する適切な規則が加盟国レベルで整備されていることを条件に、無料配布の受益者が青果物の加工業者に現物支給することが認められる。また、EU の資金源とその利用を促進するために、特定のラベルをつけることも予定されている。より高い拋出率を付与することで、EU は市場から引き出された製品を優先的に配分し、引き出された製品は慈善団体や加盟国が承認した他の機関を通じて困窮者に再分配されることが明確になっている。

8.3. 水産・養殖業製品市場の共通組織化

海洋生物資源の持続的な利用への貢献は、漁業・養殖業製品の市場の共通化（CMO）の主な目標の一つである。生産者組織（PO）は、この目標を実現するための主な役割を担っている。

この文脈における 2 つの補完的な目的は、不要な漁獲を可能な限り回避・削減することと、回避できない範囲で、その漁獲を最大限に利用することである。EU 共通漁業政策の保全目標を達成するために、

また、選択的な漁法を奨励する観点から、特定の種には最小の保全基準サイズが適用される。結果として、そのような種については、最小保存基準サイズを下回る漁獲物は、人間の直接消費のために使用することはできない。しかし、そのような漁獲物は、サイズの小さい魚の市場の創出につながらないことを条件に、他の目的に使用することができる。

PO のもう一つの重要な活動は、市場の要求に合わせて生産を調整することである。市場の需要に応じて漁獲活動を計画し、水揚げされた魚に常に市場の出口があるようにすることで、PO は漁師に可能な限りの収益を確保すると同時に、食品廃棄物の発生を抑えることができる。

2014 年の改革以降、CMO は市場からの撤退に対する補償措置のほとんどを廃止した。しかし、新制度の円滑な導入を図るため、2018 年末まで、市場価格が低すぎる場合に、漁業 PO が製品を市場から引き上げることを認める暫定措置⁽¹⁾が導入されました。この財政支援は、例えば、製品が人間の消費のために市場に戻されること（支払いの見返りがあるかどうかに関わらず）などを必要とする特定の条件の下で与えられる。

CMO は、水産および養殖製品の寄付を特に促進するものではないが、この選択肢は排除されていない。直接的な人間の消費のための水産物の提供は、最初の販売の申し出または最初の販売の時点で、最小の保存基準サイズおよび共通の販売基準に適合する製品にのみ制限される。このような制限は、水産養殖製品には適用されない。

⁽¹⁾ Art. 欧州海事水産基金に関する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU) No508/2014 の 67 で、理事会規則 (EC) No2328/2003、(EC) No861/2006、(EC) No1198/2006、(EC) No791/2007 及び欧州議会及び理事会の規則 (EU) No1255/2011 を廃止する (OJ L 149, 20.5.2014, p. 1)。

リファレンス

(BE) 「Circulaire relative aux dispositions applicables aux banques alimentaires et associations caritatives」、Agence Fédérale pour la Sécurité de la Chaîne alimentaire、FAVV-AFSCA、2017 年 2 月 8 日。

http://www.favv-afscab.be/denreesalimentaires/circulaires/_documents/2017-02-08_Circob_Banquesalimentaires_FR_V3_clean.pdf

食品の寄付に関する EU 加盟国の法律と慣行の比較研究」。欧州経済・社会委員会、2014 年 6 月

http://www.eesc.europa.eu/resources/docs/comparative-study-on-eu-member-states-legislation-and-practices-on-fooddonation_finalreport_010714.pdf

「Counting the Cost of Food Waste:EU の食品廃棄物対策。10th Report of Session 2013-14」 European Union Committee, House of Lords, UK.

<http://www.parliament.uk/documents/lords-committees/eu-sub-com-d/food-waste-prevention/154.pdf>

食品廃棄物を減らすための欧州ホスピタリティ産業ガイドラインと食品寄付を管理するための推奨事項」。HOTREC ホスピタリティ・ヨーロッパ、2017 年。

Every Meal Matters - Food donation guidelines」。FoodDrinkEurope/EuroCommerce/European Federation of Food Banks - Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed, 2016 に承認されている。

http://www.fooddrinkeurope.eu/uploads/publications_documents/6194_FoodDrink_Europe_Every_Meal_Matters_screen.pdf

(FI) 「Food Aid に寄付された食料品」、エビラコントロール部、2013 年 5 月 21 日。

<http://www.diva-portal.org/smash/get/diva2:902211/ATTACHMENT02.pdf>

Food Redistribution in Nordic Region, Experiences and results from a pilot study」 (TemaNord, 2014)。

<http://norden.diva-portal.org/smash/get/diva2:784307/FULLTEXT01.pdf>

北欧地域における食料再分配」。Phase II: Identification of best practice models for enhanced food redistribution」(TemaNord, 2016)。

<http://www.diva-portal.org/smash/record.jsf?pid=diva2%3A902211&dsid=-1064>

(FR) 「Entreprises du secteur alimentaire: Entreprises du secteur alimentaire: Guide pratique et réglementaire pour une association d'aide alimentaire」、DRAAF Rhône-Alpes.

http://draaf.auvergne-rhone-alpes.agriculture.gouv.fr/IMG/pdf/Guide_dons_alimentaires_-_20-septembre-1_cle0124ef.pdf

(FR) 「慈善団体による食品配布における適正衛生規範ガイド」、フランスフードバンク連盟、2011年。

(FR) 食品廃棄物との戦いに関する 2016年2月11日の法律第2016-138号、2016年2月12日のJORF第0036号。

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000032036289&dateTexte=&categorieLien=id>

(FR) Convention de dons de denrées alimentaires entre un commerce de détail alimentaire et une association d'aide alimentaire habilitée en application of article L. 230-6 du code rural et de la pêche maritime) (See: <http://agriculture.gouv.fr/don-alimentaire-un-modele-de-convention-entredistributeurs-et-associations>)

Review of EU legislation and policies with implications on food waste」、FUSIONS、2015年6月。

<https://www.eu-fusions.org/index.php/publications/267-analysing-food-waste-policies-across-the-EU-28>

おもてなし食品余剰再分配ガイドライン」、FUSIONS、2015年9月。

[http://www.eu-fusions.org/phocadownload/feasibility-](http://www.eu-fusions.org/phocadownload/feasibility-studies/Hospitality/Hospitality%20Food%20Surplus%20Redistribution%20Guideline.pdf)

[studies/Hospitality/Hospitality%20Food%20Surplus%20Redistribution%20Guideline.pdf](http://www.eu-fusions.org/phocadownload/feasibility-studies/Hospitality/Hospitality%20Food%20Surplus%20Redistribution%20Guideline.pdf)

(IT) 2016年8月19日の法律第166号。社会的連帯のため及び廃棄物の制限のための食料品及び医薬品の寄付及び分配に関する措置」('Disposizioni concernenti la donazione e la distribuzione di prodotti alimentari e farmaceutici a fini di solidarietà sociale e per la limitazione degli sprechi')。 *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, No 202, 30 August 2016. <http://www.gazzettaufficiale.it/eli/gu/2016/08/30/202/sg/pdf>

(IT) Manual of Good Practices for Charitable Organisations, Caritas Italiana, the Fondazione Banco Alimentare ONLUS, 2016.

(NL) Food Safety Handbook, Association of Dutch food banks, 2016.

(PT) レストラン/ケータリングサービス/イベントで採用する手順；大規模施設から寄付された食品に関する手順；よくある質問 - NGO DariAcordar と ASAE (食品・経済安全局) および DGAV (動物衛生局) との間で交わされる。

で発表された「国・セクター別食品寄付ガイドラインの追加」もご覧ください。

http://ec.europa.eu/food/safety/food_waste/library/index_en.htm

ANNEX 1

食糧提供に関連する法的規定の要約表 (1 英語)

食糧法全般	Regulation (EC) No 178/2002	<ul style="list-style-type: none"> - 本規則は、再流通組織やその他の慈善団体を含む、食品を市場に出すすべての食品事業者に適用される (第 3.2 条)。 - フードチェーンのすべての関係者は、食品が一般的な食品法の要件を満たすことを保証しなければならない (第 17.1 条)。 - 食品事業者は、自らの管理下にあるフードチェーンの一部で発生する活動について、すべての食品法の要求事項 (食品安全、食品衛生、消費者への食品情報など) を遵守する責任を負う (第 17 条)。 - 第 14 条では、すべての関係者が遵守すべき食品安全上の必須要件を定めている。 - 一般食品法の第 18 条では、トレーサビリティの概念が導入されている。 - 食品の個人的な国内使用と消費に関連する活動は、本規則の範囲から除外される (第 1.3 条)。
食品衛生パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> - Regulation (EC) No 852/2004 - Regulation (EC) No 853/2004 	<ul style="list-style-type: none"> - すべての食品事業者は、食品衛生に関する EU 規則を遵守しなければなりません。 - 一次生産から始まるフードチェーン全体で食の安全を確保する必要がある。 - 常温で安全に保存できない食品、特に冷凍食品は、コールドチェーンを維持することが重要である。 - HACCP の原則に基づいた適正な衛生管理と手順 (該当する場合は、フードチェーン全体で遵守される必要がある) は、フードチェーン全体で遵守される必要がある。 - 動物由来の食品の配布/寄付には、特定の要件が適用される。
<p>(¹) 欧州経済社会委員会の「食品の寄付に関する EU 加盟国の法律と慣行の比較研究」のプレゼンテーションに基づく表 (Bio by Deloitte, 7 July 2014)。</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> - 衛生規則は、事業の概念が一定の活動の継続性と一定の組織化を意味する事業にのみ適用されるべきである (Regulation (EC) No 852/2004 の Recital 9)。
食品の表示と耐久性	規則(EU) No 1169/2011	<ul style="list-style-type: none"> - 食品事業者は、「賞味期限」または「消費期限」を表示することが義務付けられている。 - 賞味期限を超えて食品を販売することは、EU 法で認められている (ただし、消費期限を過ぎた食品の流通は安全でないとみなされ、禁止されている)。 - 消費者への食品情報の提供に関する規則は、事業の概念が一定の活動の継続性と一定の組織化を意味する事業にのみ適用される (説明 15)。

VAT ルール	<p>指令 2006/112/EC 第 97 回 VAT 委員会のガイドライン (1 英語)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 指令 2006/112/EC によると、購入時に寄付者が支払った VAT が控除されている場合、寄付を目的とした食品には VAT を支払わなければならない (第 16 条)。 - 課税対象額は、寄付が行われた時点でのそれらの物品の状態に合わせて調整された購入価格である (第 74 条)。 - COM は、賞味期限が近い食品については、加盟国は VAT を計算する際の金額をかなり低くし、本当に価値がない場合はゼロに近い金額にすることを推奨している。
オフィシャルコントロール	<p>2004 年 4 月 29 日の欧州議会および理事会の規則 (EC) No 854/2004 は、人間の消費を目的とした動物由来の製品に関する公的管理の組織化のための具体的な規則を定めたものである。(OJ L 139, 30.4.2004, p.206)</p> <p>飼料・食品法、動物の健康および動物福祉に関する規則の遵守の検証を確実にするために行われる公式管理に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会および理事会の規則 (EC) No882/2004 (OJ L 165, 30.4.2004, p.1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 人間の消費を目的とした動物由来の製品を生産している施設の管理。 - 食品や飼料に関する法律、動物の健康や福祉に関する規則を確実に遵守するための管理。
	<p>食品・飼料法、動物の健康・福祉に関する規則、植物の健康および植物保護製品の適用を確保するために行われる公的管理およびその他の公的活動に関する 2017 年 3 月 15 日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2017/625、欧州議会および理事会規則 (EC) No 999/2001、(EC) No 396/2005、(EC) No 1069/2009、(EC) No 1107/2009、(EU) No 1151/2012、(EU) No 652/2014、(EU) 2016/429 および (EU) 2016/2031 を改正するもの。欧州議会および理事会の理事会規則 (EC) No1/2005 および (EC) No1099/2009、理事会指令 98/58/EC、1999/74/EC、2007/43/EC、2008/119/EC および 2008/120/EC、ならびに欧州議会および理事会規則 (EC) No854/2004 および (EC) No882/2004 を廃止する。理事会指令 89/608/EEC、89/662/EEC、90/425/EEC、91/496/EEC、96/23/EC、96/93/EC、97/78/EC、理事会決定 92/438/EEC (公式コントロール規則) (OJ L 95, 7.4.2017, p. 1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 食品と飼料に関する法律、動物の健康と福祉に関する規則、植物の健康と植物保護製品の適用を確実にするために行われる公式なコントロールとその他の公式な活動を扱っている。新しい規則は徐々に適用され、主な適用日は 2019 年 12 月 14 日となる。
ウェストフレームワーク指令(WFD)	<p>廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日の欧州議会および理事会の指令 2008/98/EC および特定の指令の廃止 (OJ L 312, 22.11.2008, p. 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 廃棄物防止を廃棄物ヒエラルキーの最初のステップとして確立し、加盟国に廃棄物防止プログラムの設置を求めている。 - WFD の改正案 (COM(2015)595 final) は、全体的な廃棄物防止政策の一環として、食品廃棄物の防止を強化している。加盟国に対し、サプライチェーンの各段階で食品廃棄物を削減し、食品廃棄物のレベルを監視し、2 年ごとに報告することを求めている。 - 欧州委員会は、加盟国の好意的な意見に基づいて、食品廃棄物を測定する方法を採用する。

<p>情報社会サービス（特に E コマース）</p>	<p>指令 2000/31/EC</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 加盟国間の情報社会サービスの自由な移動を確保することにより、域内市場の適切な機能に貢献する。 - 情報社会サービスに関する国内規定のうち、特に仲介者の責任に関する規定を近似化している。 - 情報社会サービスに適用される EU 法を、情報社会サービスを提供する自由を制限しない限りにおいて、EU および国内規則に定められている、特に公衆衛生と消費者の利益の保護レベルを損なうことなく補完する。
<p>農産物市場の共通組織化</p>	<p>農産物市場の共通組織を確立し、理事会規則(EEC No 922/72、(EEC) No 234/79、(EC) No 1037/2001 および(EC) No 1234/2007 を廃止する、2013 年 12 月 17 日付欧州議会および理事会規則(EU) No 1308/2013。 (OJ L 347, 20.12.2013, p. 671)</p>	<p>Art.34(4)のチャリティ引き出しについて。これらの引き出しは、現在のところ、最終的な受取人への「無料」での組織的な寄付の形態である。関連する法律 レーションは、無料配布（慈善団体による引き出し）に対して、他の目的地への引き出しよりも高い支援を行える。また、EU の資金源とその利用方法をアピールするために、特定のラベルをつけることも予定されている。市場からの引き取り品の優先配分は、加盟国が承認した慈善団体やその他の機関を通じて困窮者に援助が行われることが明確になっている。市場から引き出された製品のその他の用途は、無料配布の代わりに行われる。</p>
<p>水産・養殖市場の共通組織化製品</p>	<p>規則(EU) No 1379/2013</p>	<p>Art.34(2)の共通販売基準の遵守について。共通の販売基準（最小保存基準サイズを含む）に適合していない水産物は、直接人間が消費するために提供してはならない。他の用途は認められている。</p>
<p>共通漁業政策 管理規則</p>	<p>Regulation (EC) No 1224/2009</p>	<p>第 58 条では、水産物・養殖物に適用される特定のトレーサビリティ要件を紹介している。</p>
<p>欧州最貧層支援基金 (FEAD)</p>	<p>規則 (EU) No223/2014</p>	<ul style="list-style-type: none"> - FEAD の運営プログラムでは、パートナー団体（公共団体や非営利団体）に食品を無料で寄付する、食品寄付の資金調達を想定している場合がある。 - 寄付者からの寄付された食品の回収、その輸送、保管、最も恵まれない人々への配布にかかる費用は、FEAD の資金で賄うことができる。 - また、潜在的な食品提供者に対する啓発活動も支援することができる。

(1) http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/vat/key_documents/vat_committee/guidelines-vat-committee-meetings_en.pdf に掲載されているガイドラインのリスト (p.165 参照) に含まれている。

ANNEX 2 ディシジョン・ツリー。慈善団体／フードバンクに供給する小売業者として、あるいは慈善団体／フードバンクとして、Regulation (EC) No 853/2004 を遵守する必要があるか？


